

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 20 日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 藤 田 敏 彦

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 1 月 5 日から 令和 8 年 1 1 月 1 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 1 月 1 9 日 午前 1 0 時 0 0 分 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 2 月 1 0 日 午前 1 0 時 0 0 分 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 0 月 2 0 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		



913

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
3, 4	227, 000, 000 181, 600, 000	一括	45, 400, 000	1, 410, 403	442, 151
3	158, 790, 000				
4	68, 210, 000				



物 件 目 録

3 所 在 西宮市名次町

地 番 7番1

地 目 宅地

地 積 859.04平方メートル

共有者 A 持分10分の9

4 所 在 西宮市名次町 7番地1

家屋 番号 7番1の2

種 類 居宅

構 造 木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建

床 面 積 1階 256.60平方メートル

2階 263.83平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 犬小屋

構 造 鋼板葺平家建

床 面 積 約10平方メートル

所有者 A



物 件 明 細 書

令和 8年 9月 2日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 藤 田 敏 彦

1 不動産の表示

【物件番号 3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 3, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 3】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

3 所 在 西宮市名次町

地 番 7 番 1

地 目 宅地

地 積 859.04 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 9

4 所 在 西宮市名次町 7 番地 1

家屋 番号 7 番 1 の 2

種 類 居宅

構 造 木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

床 面 積 1 階 256.60 平方メートル

2 階 263.83 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 犬小屋

構 造 鋼板葺平家建

床 面 積 約 10 平方メートル

所有者 A



令和8年(ヌ)第19号
令和8年6月11日受理
令和8年7月24日提出

現況調査報告書

(物件3、4)

神戸地方裁判所 尼崎支部

執 行 官 黒 木 浩 三

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

3 所 在 西宮市名次町
地 番 7 番 1
地 目 宅地
地 積 8 5 9 . 0 4 平方メートル
共有者 A 持分 1 0 分の 9

4 所 在 西宮市名次町 7 番地 1
家屋 番号 7 番 1 の 2
種 類 居宅
構 造 木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階部分 2 5 6 . 6 0 平方メートル
2 階部分 2 6 3 . 8 3 平方メートル
所有者 A

不動産の表示		「物件目録」のとおり	
住居表示		西宮市名次町12番46号	
土地		物件3	
現況地目	☒ 宅地（物件3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者（ A ） ☒ その他の者（土地共有者（ B ）） A が本土地に上記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物		物件4	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類：犬小屋 構造：鋼板葺平家建 床面積：約10平方メートル		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者（ B ） 上記の者が、本建物を住居として使用し、占有している ☒ B の占有権原は、使用借権		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 年（ ）第 号 保管開始日 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ B ■ 立会いのうで立入調査を行ったところ、本件建物等の状況は添付の写真に示すとおりであった。経年による劣化のほか目視により確認した限りでは、

- 1 特筆すべき汚損や破損は見受けられなかった。
- 2 建物の北西側に大きな犬小屋（写真③（未登記附属建物））があった。
- 3 2階LDKの西端に暖炉があった。
- 4 家庭用エレベーターが設置されていた。
- 5 西側土地の境界付近は、本件物件と西側隣地の石垣とが交錯している（写真④）。
- 6 本件土地を概測したところ、概ね地積測量図のとおりであった。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ ■ B (土地共有者)	1 本件物件は、私が住居として使用しています。■ A は、ここには住んでいません。 2 本件建物は、■ A の名義ですが、■ A に家賃は払っていません。無償で住んでいます。 3 本件土地は、■ A と共有ですが、■ A との間で持分に応じた地代のやりとりはありません。 4 本件物件に気になる不具合はありません。 5 リフォームはしていません。 6 オール電化住宅です。 7 建物内で犬を2匹飼っていました。 8 近隣の方と境界の争いはありません。 9 建物を建てたときに建築業者から、地下に大きなコンクリートが埋まっていて撤去できないのでマンションは建てることができないと言われました。建築業者からは、戦時中の防空壕か軍の施設の残骸ではないかと言われました。コンクリートは北側隣地にも跨がっているようです。 10 本件物件内で事件や事故はありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月12日（金） 8：15－8：25	物件所在地	目的物件確認、不在、立入調査期日通知書及び照会書投函（110円）、道路部分等調査
8年6月12日（金） 9：05－9：35	神戸地方法務局 西宮支局	公図等図面及び登記事項証明書交付申請
8年6月26日（金） 9：10－10：15	物件所在地	立入調査、 B 立会、同人から事情聴取、道路部分等調査、写真撮影

(特記事項)

■ 令和8年6月26日

相手方は、不在で施錠されていることが予想されたので、立会人と解錠技術者を同行したが、**B**が在宅した。

■ 令和8年6月26日

評価人帯同

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

16-4
16-32

N



本図面はA3版をA4版
に縮小したものである



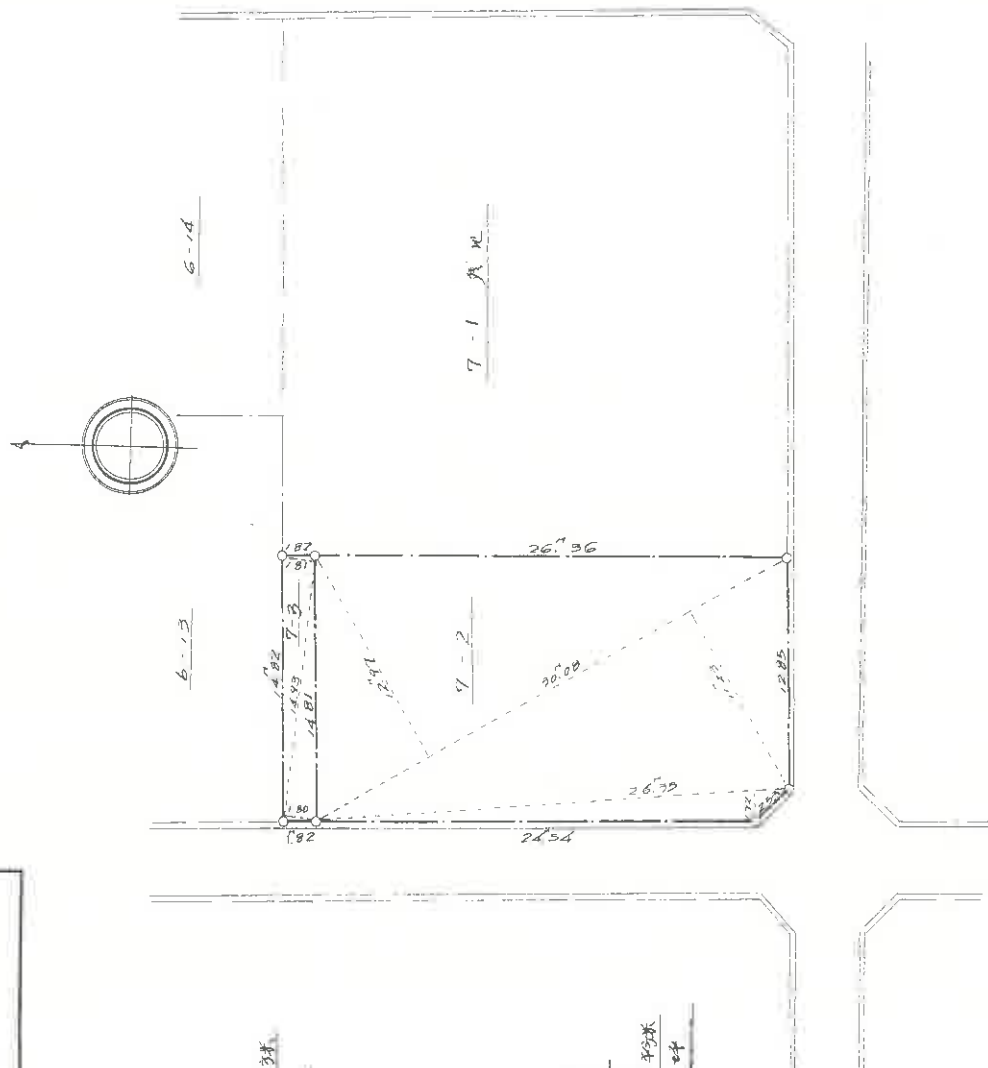
請求部	所在	西宮市名次町				地番	7番1		
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項		

前 7 後・新

土地の所在	西宮市 名次町
番地	7-2 7-3 7-1

780.3
 $14.93 \times (181 + 1.80) = 5389.13$
 $\frac{1}{2} = 26.9486$ 分
 $\therefore 0.9025$ 元 8.15 分

7 2 0 2
 $30.05 \times (2.97 + 11.23) = 727.936$
 $2.95 \times 1.72 = 5.074$
 $727.936 + 5.074 = 733.01$
 $733.01 \times 0.3025 = 221.64$



24011.8

昭和40年10月20日	製作者
製作年月日	製作者

(全) 田 土 部 家 國 語 查 士 會 製 會 用 (案)

 $\frac{1}{300}$

668060

本図面は A 3 版を A 4 版
に縮小したものである

(7 枚目)

建築物の所在



(單位:m)

人 類 學

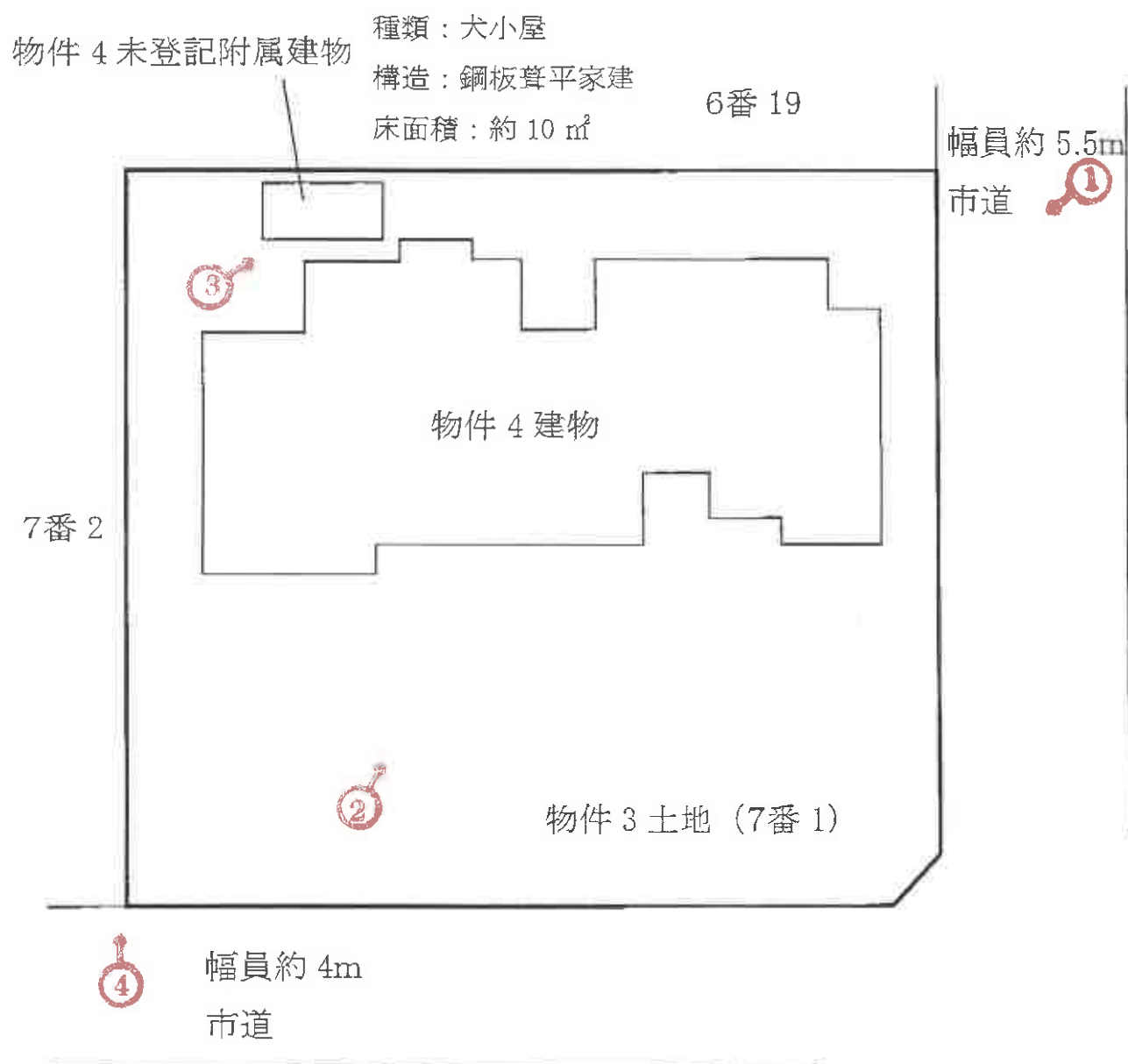
縮尺 250

箱尺 500

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである

土地建物位置関係図

物件 3, 4

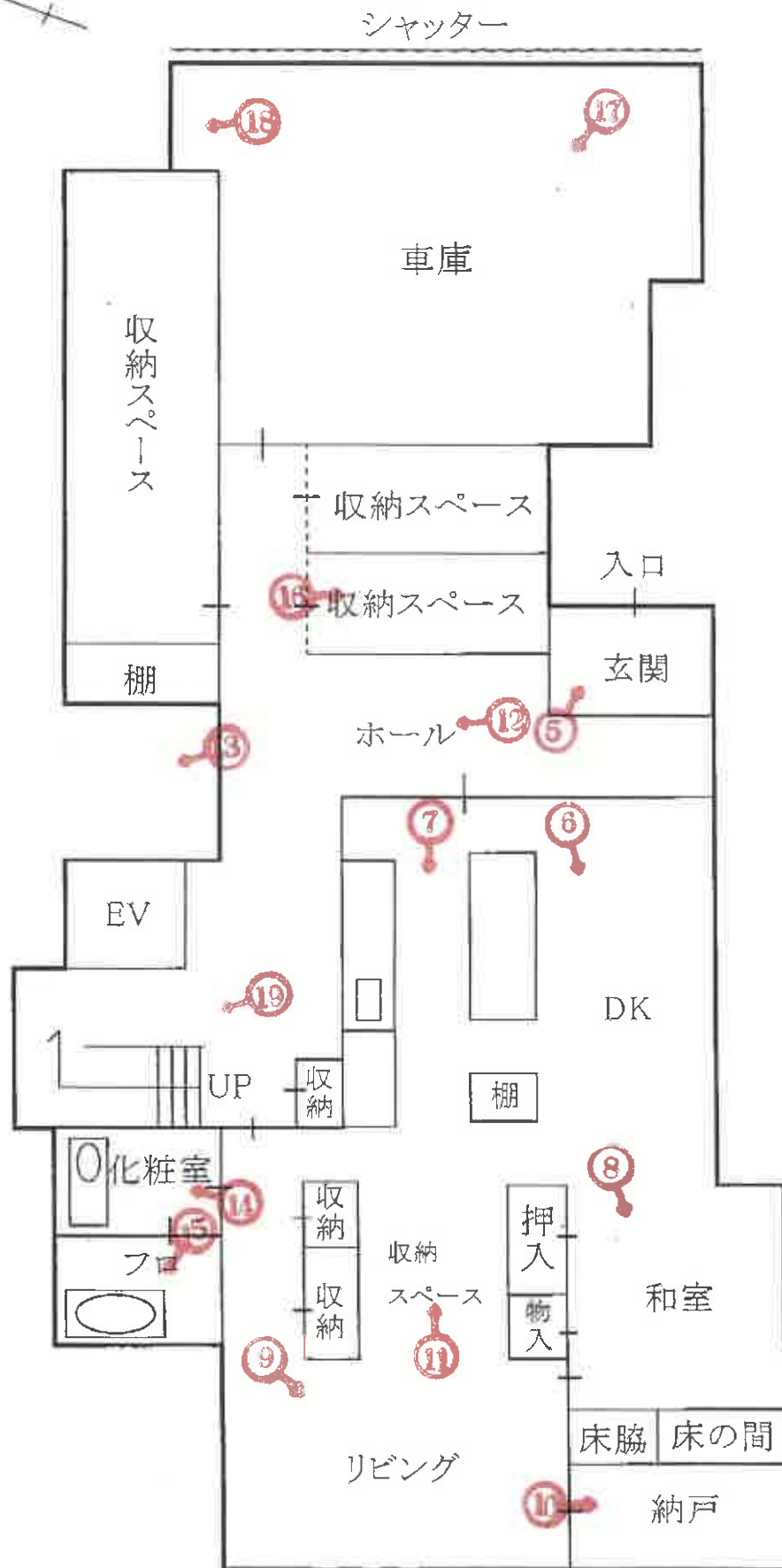


(-○は写真番号および撮影位置・方向)

建物間取図

(間取概略図)

物件 4



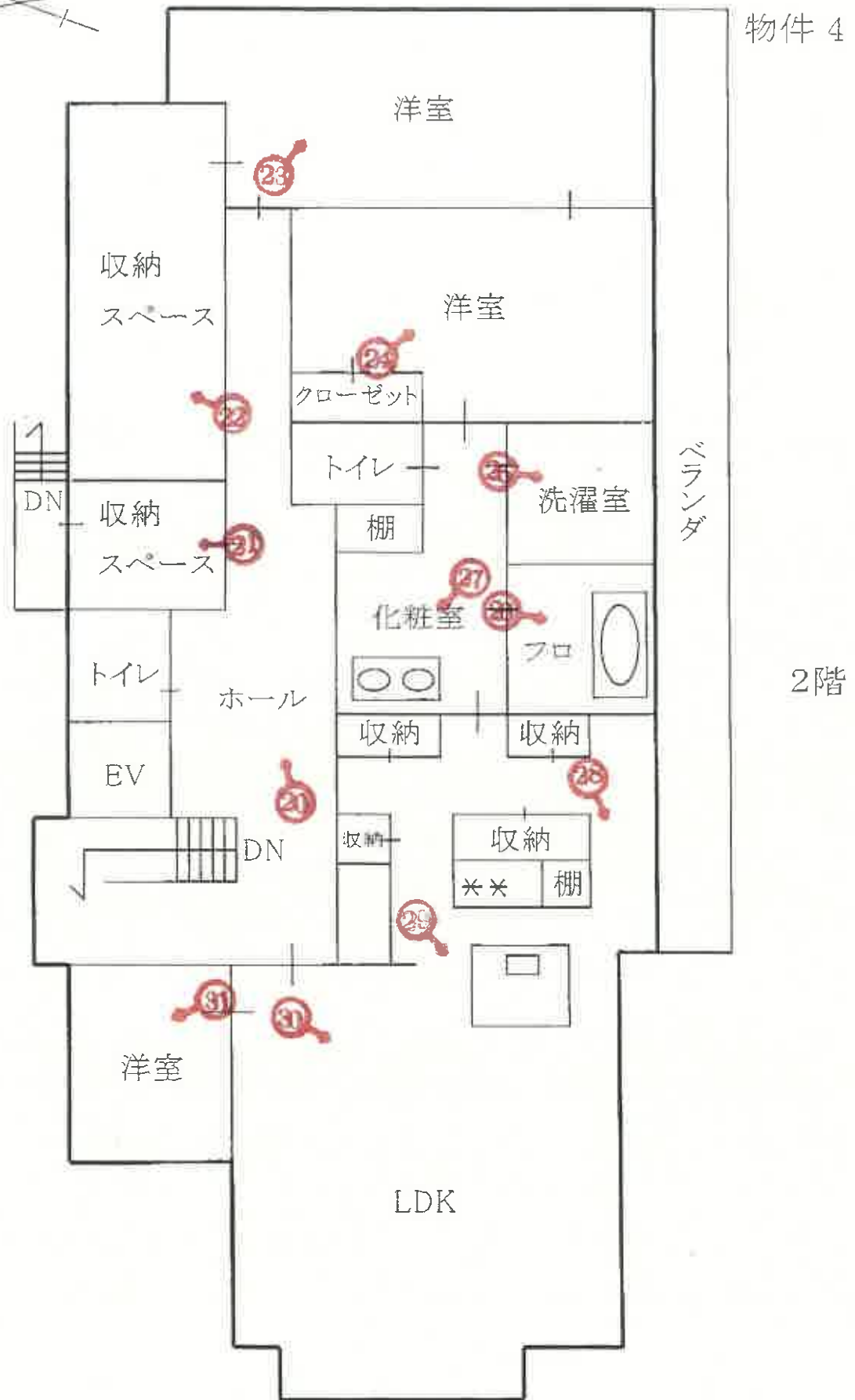
(→○は写真番号および撮影位置・方向)

(10 枚目)

(問取概略図)

(問取概略図)

物件 4



(←○は写真番号および撮影位置・方向)



①



②



③

(12 枚目)



④

赤線は競売銀を起点に上に伸ばした線の目安線



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪

(16 枚目)



⑫



⑬



⑭



⑮

(18 枚目)



⑩



⑪



⑮



⑯



⑰

(20 枚目)



21



22



23



24



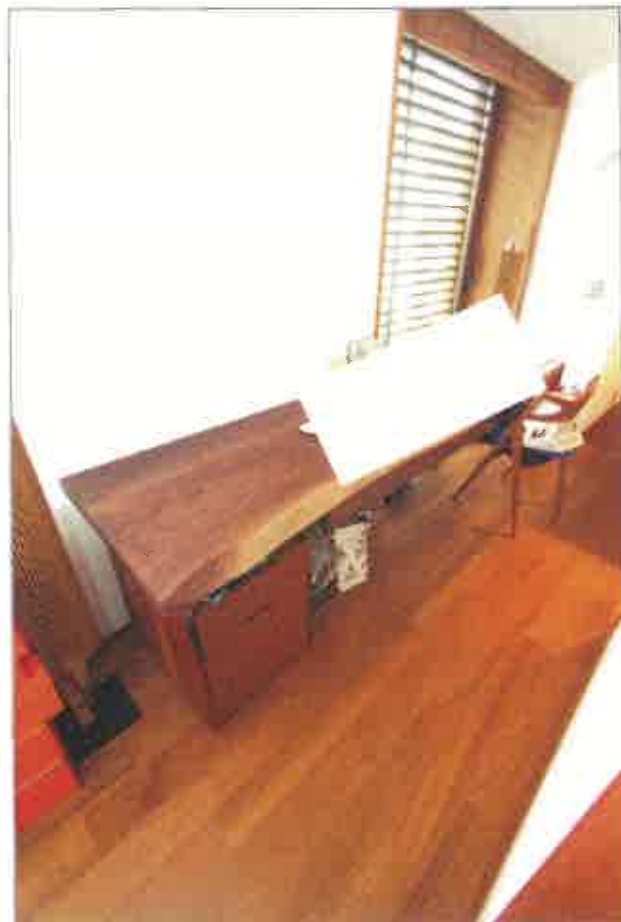
②5



②6



27



28



29



30



31

令和 8 年 《 又 》 第 19 号
令和 8 年 6 月 26 日 現 地 調 査
令和 8 年 7 月 28 日 評 価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

(物件 3、4)

評価人 不動産鑑定士

齋藤 誠

第1 評価額

一 括 価 格	
金227,000,000円	
内 訳 価 格	
物件3(土地)	金158,790,000円
物件4(建物)	金68,210,000円

- 1 一括価格は、物件3・4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	物件目録記載のとおり	・未登記附属建物が存する。概要は以下のとおり。 種類：犬小屋 構造：鋼板葺平家建 床面積：約10㎡
特 記 事 項			
	・物件3は持分10分の9が評価対象である。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件3)

位 置 ・ 交 通	阪急甲陽線 苦楽園口駅の東方 約500m (道路距離) (附属資料位置図参照)	
付 近 の 状 況	大中規模戸建住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40 % 100 % 防火指定なし 宅地造成等工事規制区域 満池谷地区(第3種)風致地区
画 地 条 件	規模 859.04 m ² の ほぼ整形地 間口×奥行 約27m×約29m	
接面道路の状況	東側 約5.5m市道 南側 約4m市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 あり 下 水 道 あり (注)供給処理施設における「あり」「なし」とは対象物件の前面道路に引込み 可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、 その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機 関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・ 本件建物の境界及び範囲について、境界標は見受けられなかったが、東及び南側で市道に面し、他の周囲は石積み擁壁等で囲われており、その範囲は概ね把握できた。現地概測するに、その形状等は法務局備付の地積測量図に概ね一致するものと思料される。 ・ 東側接面市道と概ね等高、南側接面市道は西方向への下り傾斜となっており、本件土地南西端付近は南側市道より約3.5m高位に位置する。 ・ 関係人の陳述によると、本件建物を建築した際、地下に大きなコンクリートが埋まっていたり撤去ができず、マンションは建てることできない旨、建築業者から説明を受けたとのことである。	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件 4)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 令和4年9月16日 新築 経過年数 4 年程度 経済的残存耐用年数 26 年程度
仕 様	構 造 : 木・鉄筋コンクリート造 屋 根 : 合金メッキ鋼板葺 外 壁 : 板貼等 内 壁 : クロス壁等 天 井 : ボード等 床 : フローリング等 設 備 : 特にない そ の 他 : 特にない
床面積（現況）	目的物件記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途： 居宅 間取り： 附属資料間取概略図のとおり
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト等を含有する吹付け材、耐火被覆材、保温材等が使用されている可能性は低い が、成形板等にアスベスト等が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・本件土地の北西端付近に本件建物に係る未登記附属建物が存する（「第3目的物件」参照） ・家庭用エレベーターが設置されていた。 ・2階LDKの西端に暖炉が存した。 ・1階の東側に車庫が存した。 ・関係人の陳述によると、犬2匹を飼育していたとのことである。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	387,000	1.04	859.04	0.90	311,170,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示（西宮-48）

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $345,000 \times 101/100 \times 100/100 \times 100/90 \div 387,000$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：不要(1.00)

◇地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/100 \times 100/95 \times 100/95 \times 100/100 \div 100/90$

イ 個別格差：角地、方位、高低差等(1.04)

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格（物件4）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
4(主)	180,000	520.43	0.70	65,570,000
未登記附属	150,000	約 10	0.50	750,000
				計 66,320,000

ウ 現価率

〈主である建物〉

経過年数 4年、経済的残存耐用年数 26年、経済的全耐用年数 30年、残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)}
 $\times (1 - \text{観察減価 } 0.20) \div 0.70$

〈未登記附属建物〉

経過年数 4年、経済的残存耐用年数 6年、経済的全耐用年数 10年、残価率 5% の耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率＝{残価率5%＋(1－0.05)×(経済的残存耐用年数/経済的全耐用年数)}
 $\times (1 - \text{観察減価 } 0.20) \div 0.50$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
3	311,170,000	0.10	敷地占有利益	31,120,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
3	311,170,000	-31,120,000	0.90	0.90	0.70	×持分 158,790,000
4	66,320,000	+31,120,000		1.00	0.70	68,210,000
一 括 価 格 (合 計)						227,000,000

※持分：9/10

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 物件3につき、当該物件の特殊性（共有持分の一部）を勘案し、格別の配慮が必要と判断した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (西宮-48)
所 在 : 西宮市城山2番9
「城山12-21」
価 格 : 345,000円/㎡
位 置 : 阪急甲陽線「苦楽園口」駅より道路距離1km
価 格 時 点 : 令和8年1月1日
地 積 : 135㎡
供給処理施設 : 水道、ガス、下水
接 面 街 路 : 西側幅員5.3m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域(建ぺい率40%, 容積率100%)
地 域 の 概 要 : 一般住宅等が建ち並ぶ閑静な住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和8年度)
物件3 : 202,699,070円
物件4 : 54,102,120円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取概略図
- 7 現況写真

以 上

物 件 目 録

- 1 所 在 西宮市甲陽園山王町
 地 番 45番14
 地 目 山林
 地 積 498平方メートル
 所有者 A
- 2 所 在 西宮市甲陽園山王町 45番地14
 家屋 番号 45番14
 種 類 居宅
 構 造 鉄筋コンクリート・木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階部分 137.18平方メートル
 2階部分 124.52平方メートル
 所有者 A
- 3 所 在 西宮市名次町
 地 番 7番1
 地 目 宅地
 地 積 859.04平方メートル
 共有者 A 持分10分の9
- 4 所 在 西宮市名次町 7番地1
 家屋 番号 7番1の2
 種 類 居宅
 構 造 木・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき2階建



物 件 目 録

床 面 積	1階部分	256.60平方メートル
	2階部分	263.83平方メートル

所有者 A



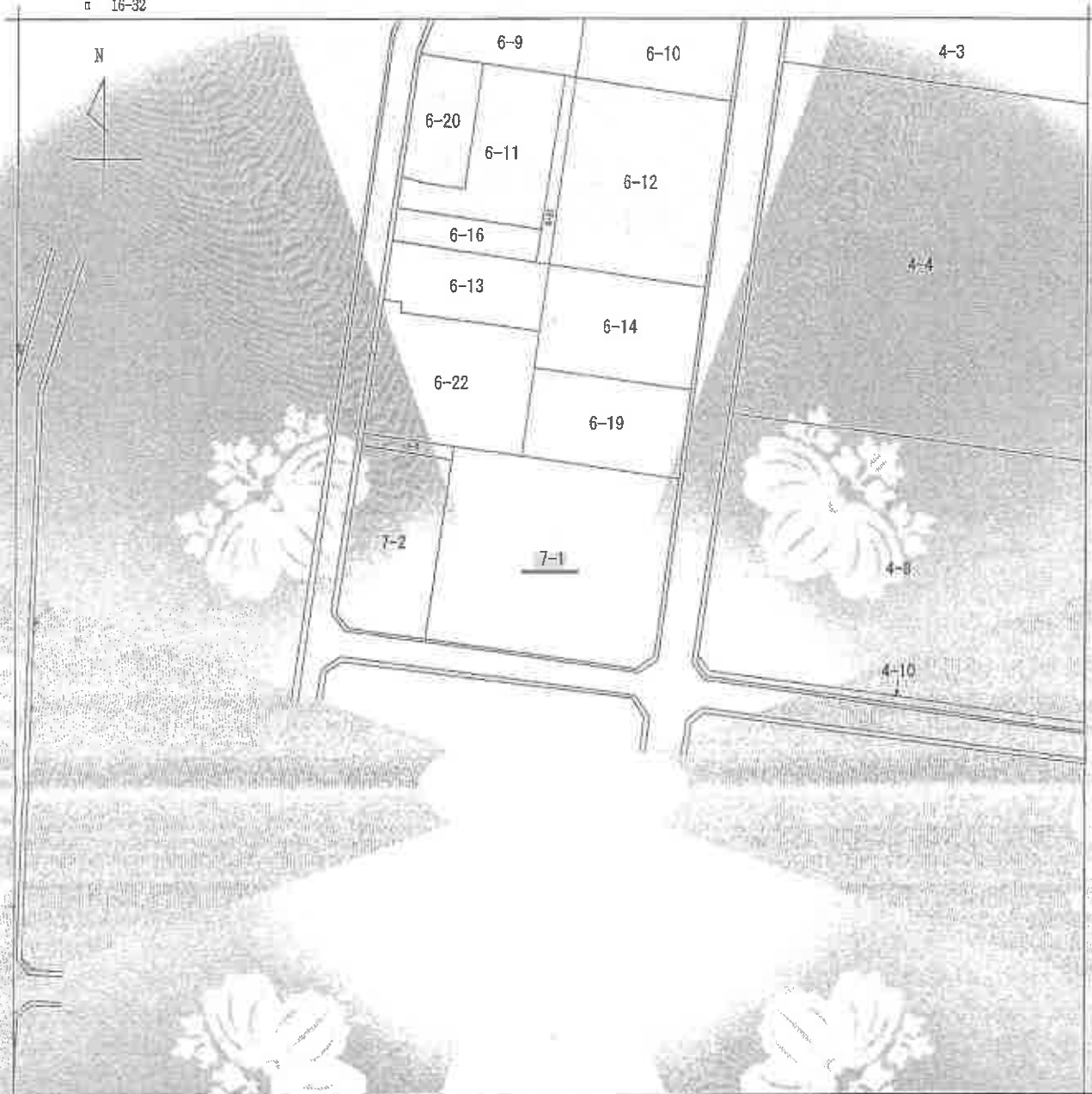


国土地理院地図データ

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

公図

1 16-4
16-32



（注）地図に準ずる図面は、土地の図面を基図にした不動産登記官の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面であり、正確の位置及び形状の図解を記した図面です。



請求部	所在	西宮市名次町				地番	7番1			
出納	力尺	縮尺不明	精度	区分	座標系 番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			
作成	年月日					備付 年月日 (原図)				
						補記 事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

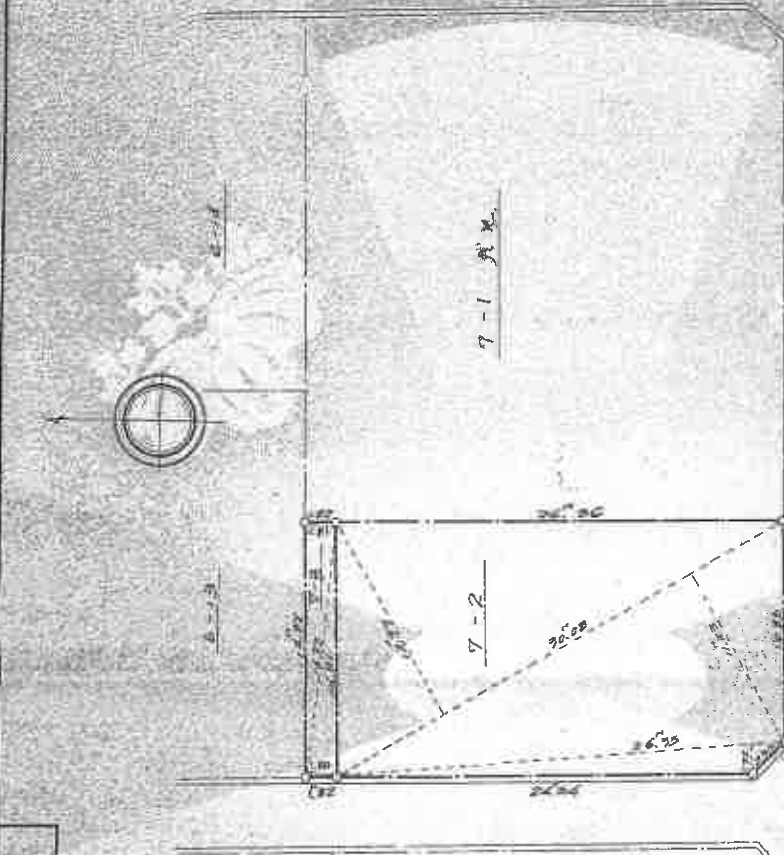
令和8年4月13日
神戸地方法律局西宮支局

地図整理番号：M14159 登記官

(1/1)

201108

日	日
月	月
年	年
作	作



地積測量圖

地 号	方 号	图 号	7-1
土地所有权在	归 德 市 归 德 街		

$\frac{17.8 + 25}{2} = 21.4$
 $21.4 \times (1.8)^{10} = 55.6979$
 $\frac{55.6979 - 17.8}{1.8 - 1} = 47.8899$
 $17.8 + 47.8899 = 65.6899$

78×2
 $30.00 \times (12.97 + 11.25) = 727.936$
 $24.35 \times 1.72 = 41.882$
 $\text{計 } 773.258$
 $14 \times 386.629 = 5412.806$
 $\therefore 0.7020 \text{ 倍 } 116.95 \text{ 倍}$

(全國土地整理規劃實施辦法)

668060

1	尺	$\frac{1}{300}$
---	---	-----------------

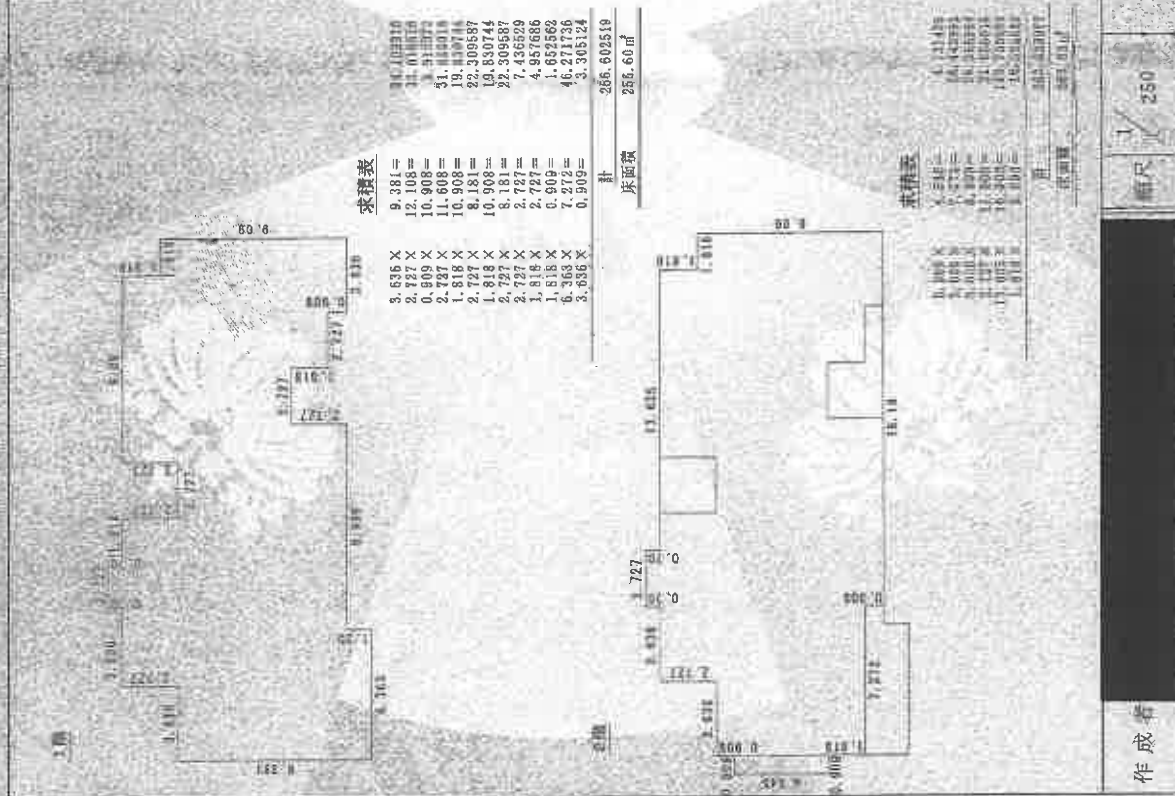
09141W: 各果面產區解

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

各罐平面圖

中國圖書

Author's Note



縮尺 1/500

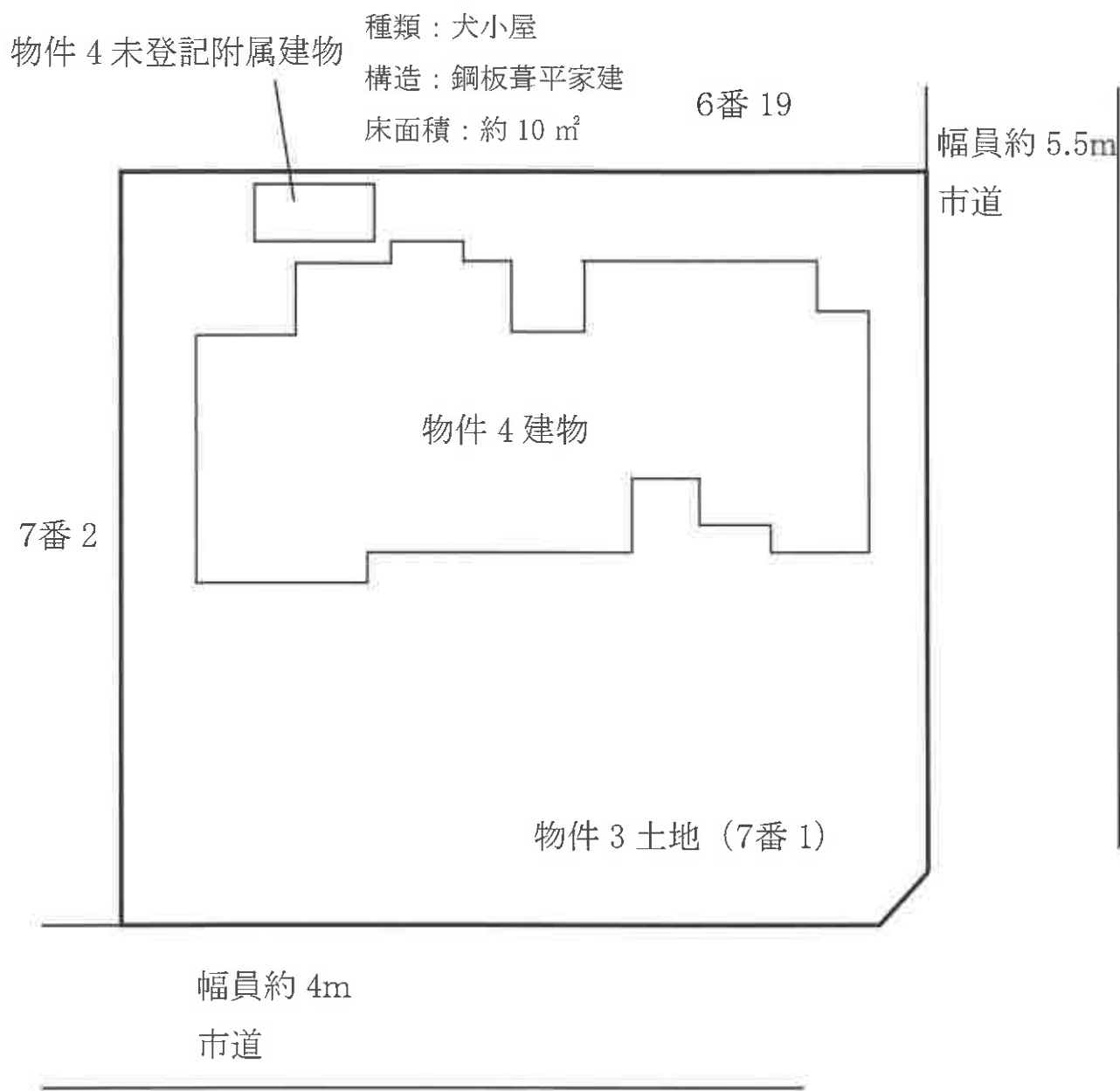
1/250

作 成

地圖整理番号: MI4161

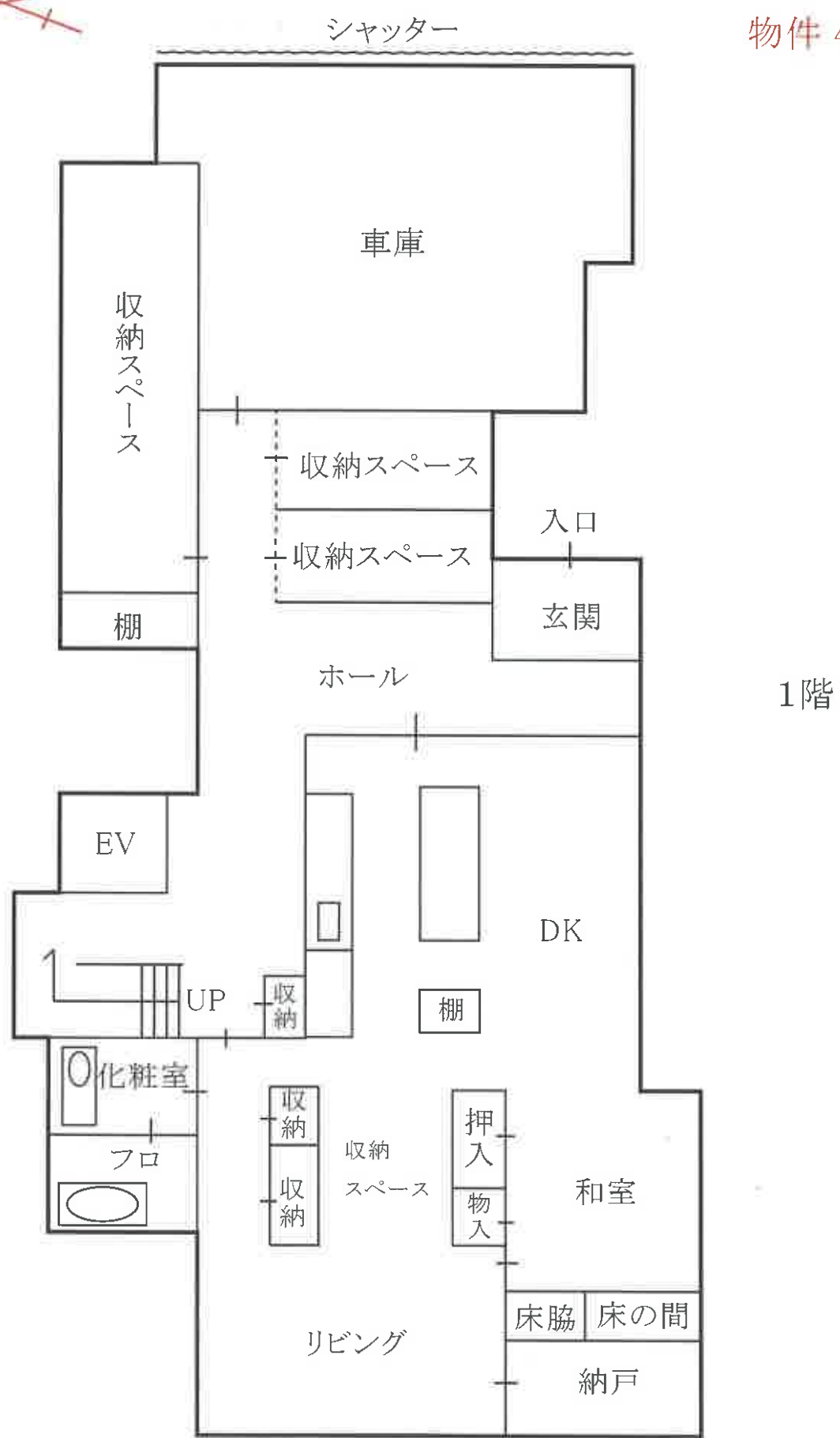
土地建物位置関係図

物件 3, 4



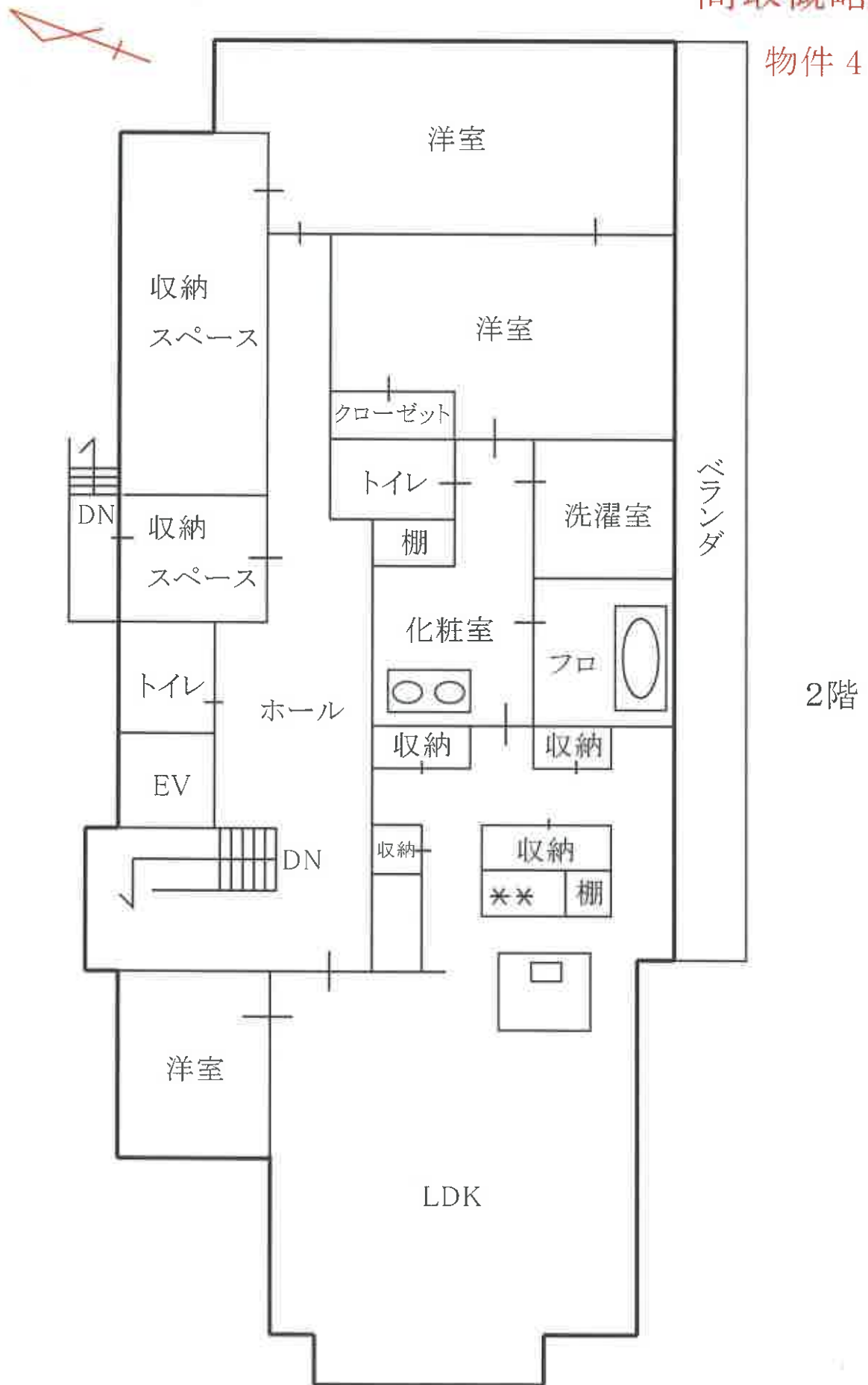
間取概略図

物件 4



間取概略図

物件 4



現況写真

写真1



写真2



写真3



物件4未登記附属建物(犬小屋)

